

事務連絡  
令和4年7月29日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物の適正な処理  
及び業務継続のための対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な一般廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様日々御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5 系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されています。

廃棄物処理は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のため、事業の継続が求められる社会的に重要な業務です。関係の皆様におかれましては廃棄物の適正処理が継続されるよう、これまでも様々な対策を講じられてきたことと存じますが、今般の感染者急増も踏まえ、今一度、対策の徹底をお願いいたします。

また、今般、感染者の急増を受け、社会経済活動の維持の観点から、厚生労働省より、濃厚接触者の待機期間の見直し等について事務連絡が発出されました。

各都道府県におかれましては、下記内容を御確認いただくとともに、貴管内市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施と、貴管内の廃棄物の適正処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 1. 濃厚接触者の待機期間の変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、厚生労働省から事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）が発出されているところですが、別添1のとおり、本年7月22日付で一部改正されております。

上記事務連絡では、濃厚接触者の待機期間について、7日間から5日間に変更し、社会機能維持者であるか否かに関わらず抗原定性検査キットを用いた検査で2日目及び3日目に陰性を確認した場合は、3日目に解除することなどとしておりますので、貴管内市区町村への周知をお願いいたします。

なお、別添2のとおり、同日付けで、厚生労働省から事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」が発出されており、同事務連絡の4.において、療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たって職場等にPCR検査や抗原定性検査キット等による陰性証明等を提出する必要はないこと等について改めて示されておりますので、併せて御留意願います。

### 2. 新型コロナワクチンの3回目接種に関する積極的な周知について

新型コロナワクチンの3回目接種については、事務連絡「一般廃棄物の適正な処理及び業務継続のための新型コロナワクチン3回目接種に係る積極的な対応について」（令和4年2月16日）（別添3）において、一般廃棄物処理従事者のうち、希望者が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう配慮をお願いしているところですが、現在、若い世代を中心に感染者が急増している一方で、若い世代の3回目接種は3～5割台にとどまっている状況にあります。

そのため、政府としても改めて若い世代に向けた広報活動等を強化しております。各都道府県におかれましては、必要に応じてリーフレット（別添4）や動画資料も活用するなど積極的な広報への御協力について、貴管内市区町村への周知をお願いいたします。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正な処理について

新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正かつ円滑な処理に関しては、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等<sup>1</sup>において、

<sup>1</sup> <https://www.env.go.jp/content/900532873.pdf>

ごみに直接触れない、ごみ袋はしっかり縛って封をする、ごみを捨てた後は手を洗うなどといった、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方をはじめとする留意事項等を示している他、廃棄物対策のチラシ及び関連通知等により周知してきたところです。今般の感染急拡大を受け、これらの内容を踏まえた対策について貴管内排出者、廃棄物処理業者及び市区町村に改めて周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

また、廃棄物処理事業継続計画につきましても、策定済みの市区町村にあっては、その内容を市区町村内及び廃棄物処理業者とで改めて確認すること、未策定の市区町村にあっては、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市区町村が廃棄物処理業者と協力の上で早急に策定することについて働きかけをお願いいたします。

なお、本年は6月から記録的な猛暑が続いており、夏季の高温や多湿の環境下でのマスク着用による熱中症リスクも懸念されているところ、熱中症対策につきましては、厚生労働省及び環境省から事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防について」（令和4年6月21日）（別添5）が発出されておりますので、併せて御留意願います。